

明日香村災害廃棄物処理計画
初動対応マニュアル

令和7年3月

明日香村

目 次

第1章 災害廃棄物処理の基本的事項.....	1
第1節 対象とする廃棄物.....	1
第2節 災害廃棄物等処理の基本方針.....	2
第3節 災害時の組織体制.....	3
第2章 災害時の初動対応.....	4
第1節 初動対応の全体像.....	4
第2節 初動対応期の業務リスト.....	5
第1項 タイムライン.....	5
第2項 総務担当.....	6
第3項 計画担当.....	8
第4項 経理担当.....	9
第5項 処理（片付けごみ）担当.....	10
第6項 処理（生活・避難所ごみ）担当.....	12
第7項 処理（し尿）担当.....	13

第1章 災害廃棄物処理の基本的事項

第1節 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は表 1.1 に示すとおりであり、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿である。

表 1.1 対象とする廃棄物

分類	廃棄物の種類・内容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
土砂混合廃棄物	土砂災害等で発生した土砂混じりの廃棄物
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
適正処理困難廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など
生活ごみ、し尿	家庭から排出される生活ごみ、し尿
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、携帯トイレ等の便袋など
し尿	避難所等の仮設トイレ等からのくみ取りし尿、浸水便槽のくみ取りし尿

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

第2節 災害廃棄物等処理の基本方針

本計画における災害廃棄物等処理の基本方針は、以下に示すとおりである。災害発生時は、大量に発生する災害廃棄物等を適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ることが重要となる。

① 災害廃棄物の処理

災害廃棄物等は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、迅速かつ適正に処理する。

② 処理方法

災害廃棄物等の処理は、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる方法を採用する。

③ 処理期間

処理期間は、災害規模に応じて検討し、奈良県災害廃棄物処理計画（奈良県、平成28年3月）に基づき最大でも3年以内の処理完了を目指す。

④ 処理責任

処理責任は、災害廃棄物等が一般廃棄物であることから、本村とする。（ただし、災害により本村が甚大な影響を受け、自ら廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、県等に処理の協力を要請する。）

⑤ 処理体制

災害廃棄物等の発生量が膨大であり、平時の処理体制（既設の処理施設等）では処理が困難であることが想定される場合には、県、県内市町村等や民間事業者等の協力・支援を得て処理を行う。

また、甚大な被害により行政機能の大部分が喪失した場合には、本村は県に対して地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等処理の事務委託を検討する。

第3節 災害時の組織体制

本村において災害が発生した場合は災害対策本部を設置し、村長が本部長、副村長及び教育長が副本部長となって職員を総括し、明日香村防災会議との緊密な連絡のもとに、村の地域に係わる災害応急対策を実施する。

廃棄物担当部局は下図に示すように、総務担当、計画担当、処理担当、経理担当に分かれて対応を行う。

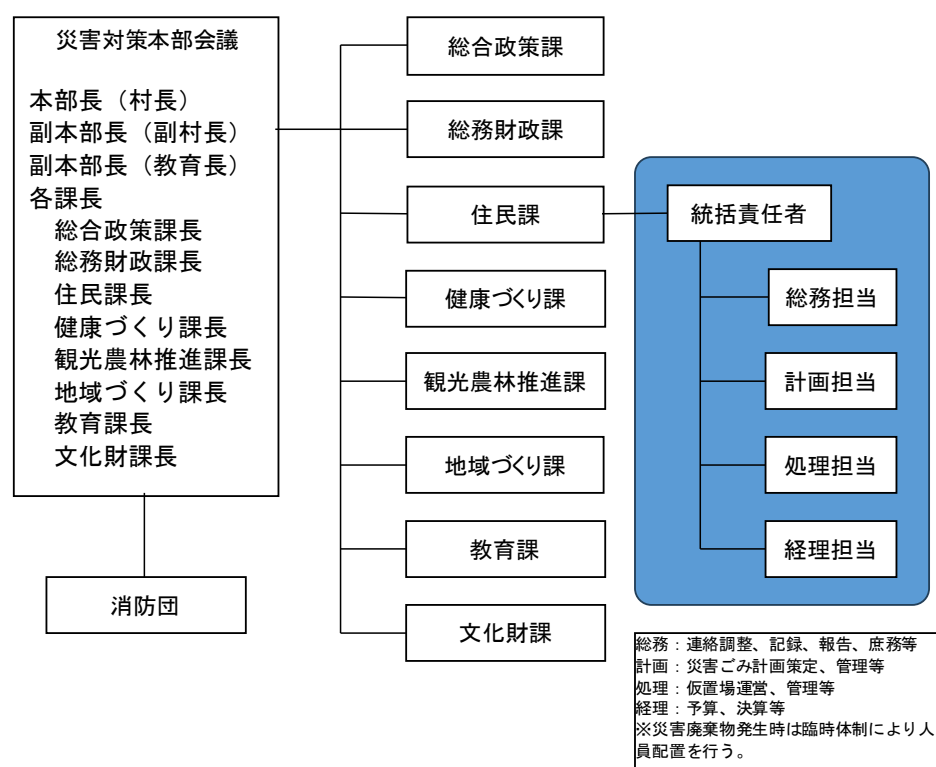


図 1.1 災害廃棄物対策における内部組織体制

表 1.2 災害廃棄物処理の組織体制

担当	実施事項
総括責任者	・ 関係行政機関・民間事業者等との連携・調整・渉外 ・ 人員・資機材の確保に向けた調整 ・ 関係行政機関・民間事業者等との処理先の確保に向けた調整
総務担当	・ 一般廃棄物処理施設の把握 ・ 廃棄物対策関連情報の収集 ・ 各種業務委託契約の締結 ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請を視野に入れた記録の整理
計画担当	・ 災害廃棄物処理実行計画作成（処理方針）の検討 ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 仮置場必要面積の推計
処理担当	・ 仮置場の開設と管理運営、分別指導 ・ がれき等の撤去（道路啓開、損壊家屋等の解体・撤去）
経理担当	・ 災害廃棄物処理に係る予算確保・予算執行 ・ 災害廃棄物処理に係る発注・契約 ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務

第2章 災害時の初動対応

第1節 初動対応の全体像

一般廃棄物部局職員による災害時初動対応の全体像は以下のとおりである。

発生から12時間以内（水害の場合は、発災前から実施）

まずは、「安全及び組織体制の確保」が必要となる。職員は、身の安全を確保したのち、当部局職員の参集状況を確認した上で、災害時組織体制に移行する。

発生から24時間以内

生活ごみ等の収集運搬の継続可否や災害廃棄物及び避難所ごみ等のおおよその発生量を把握するための村全体の被害状況（建物被害等）、道路交通情報、収集運搬車両及び廃棄物処理施設等の被害情報を災害対策本部と連携し収集する。その上で、被害状況を踏まえて仮置場を選定する。

発生から3日以内

この時期までに、片付けごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿の収集運搬の体制を確保するとともに、被災していない地域の生活ごみやし尿の収集運搬体制を維持する。（必要に応じて、収集品目の制限についても可能な範囲で検討する。）

また、仮置場の開設概要（場所、受入時間、受入品目等）について、当該住民に周知する。

発生から1週間以内

仮置場の適切な管理・運営が実施されるよう、体制を構築する。仮置場などの管理業務については、他の自治体や建設事業者等への委託を早期に行い、当部局職員は、処理方針や計画の策定、他部局や事業者・関係団体等との連絡調整、契約手続等の事業全体に係る業務に注力することが望ましい。

発生から3週間以内

初動対応以降の処理方針を検討するため、災害廃棄物及び避難所ごみ等の発生量を推計するための情報収集活動を継続するとともに、災害廃棄物処理のスケジュールと処理・処分の方法についての検討を開始する。

第2節 初動対応期の業務リスト

第1項 タイムライン

表 2. 1 初動対応期のタイムライン

	総務担当	計画担当	経理担当	処理(片付けごみ)担当	処理(生活・避難所ごみ)担当	処理(し尿)担当
～12時間	身の安全の確保 通信手段の確保 連絡体制の確立 安否情報・参集状況の確認 災害時組織体制への移行					
～24時間	翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 災害廃棄物処理体制の検討 生活ごみ収集日等の変更内容の住民への広報 避難所への分別の広報 災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場設置・搬入に関する広報の準備 問い合わせ窓口の設置	被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 県と連絡・他市町村等の被害状況の把握 一般廃棄物処理施設被害状況等の把握 実行計画(処理方針)の検討開始 避難所設置状況、避難者数等の把握		一次仮置場候補地から仮置場の選定、開設準備(分別配置マップ等) 仮置場の確保	避難所ごみ置き場の設置 避難所ごみの分別指示 収集対象箇所の把握、収集運搬体制の検討 収集直営部隊、ごみ収集業者、支援者と収集箇所・ルート等の打合せ 生活ごみ収集日等の変更内容を検討	避難所トイレの設置・運営 し尿収集業者へ協力要請 し尿収集業者と収集箇所・ルート等の打合せ 仮設トイレの調達・設置 避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)を検討 下水道への受入要請
～3日	分別・収集の広報、仮置場設置・搬入の広報 支援要否の判断 被災状況に応じた支援要請 仮置場の人員配置 業者等へ一次仮置場運用・管理業務の協力要請、受援開始 仮設トイレの衛生・適正使用の広報 住民・ボランティアへの周知	災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 発生量の推計 仮置場必要面積の推計 県へ災害廃棄物発生状況(推計量等)連絡 避難所からのごみ・し尿の発生量推計	仮設トイレ設置・し尿収集・ごみ収集に係る民間関係団体との契約 土木・建築等の知識を有する職員の要請(仮置場の設置・運用に係る精算) 不足する資機材を関連業者と契約	災害廃棄物の回収方法の検討 一次仮置場の運用開始、維持管理 不足分の仮置場の選定 収集運搬車両・資機材・人員の確保 収集箇所・ルート等の打合せ	生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制の確保 避難所ごみの収集開始 生活ごみの収集開始	仮設トイレ等のし尿の収集運搬体制の確保 し尿収集運搬の実施 仮設トイレのし尿の収集開始、収集支援自治体との打合せ 仮設トイレの衛生管理、備品の管理、適正使用の指導 おむつ、生理用品等の確保
～1週間	体制の見直し(土木職の確保) 災害ボランティアセンターへの説明・調整 処理困難物・有害物の処理ルート確保 問合せ内容等を集約し、庁内で共有・対応の改善	被害状況の継続確認	一次仮置場運用・管理業務委託の見直し 民間事業者や関係団体等への業務委託 緊急解体家屋等の解体業者と契約	日報作成、写真撮影の継続又は開始 仮置場への搬出入量、処理量等の量的管理及び進捗管理 一次仮置場の運用状況の把握、仮置場搬入車両渋滞への対応 処理困難物の専門業者との打合せ、優先的な回収 仮置場の臭気・害虫発生調査、対策	ごみ収集支援自治体との進捗共有 避難所ごみ、生活ごみ収集の継続	仮設トイレの追加調達・設置 女性や要配慮者への配慮・改善 仮設トイレの防犯対策 し尿収集運搬の継続
～3週間	廃自動車の撤去を民間団体へ協力要請 処理先(産廃処理業者)の検討・確保 体制の強化・応援人員の要請 建築物石綿含有建材調査者講習の受講促進 思い出の品の保管、管理、引き渡し	処理方針・目標の設定 品目ごとに災害廃棄物発生量を推計 国庫補助関係情報収集 損壊家屋公費解体の情報収集 処理スケジュールの作成 実行計画の策定・公表	仮置場の臭気・害虫対策委託 り災証明交付手続き・解体手続きの確認 二次仮置場設計・積算 二次仮置場業務委託の公募 解体家屋等の解体業者と契約	収集運搬車両や一次仮置場での廃棄物の飛散・流出の確認 仮置場可燃物の温度・CO濃度の管理 柱角材、金属 ぐず、コンクリートがらの搬出・再資源化	ごみ収集支援自治体との進捗共有 避難所ごみ、生活ごみ収集の継続 優先順位の低い避難所ごみ、生活ごみの収集を検討	し尿収集運搬の継続

第2項 総務担当

発生から12時間以内

- ☐ 各職員は、自らの身の安全を確保する。
- ☐ 外部組織との通信手段を確保する。
- ☐ 外部組織との連絡体制を確立する（担当者を決める）。
- ☐ 外出中の職員との連絡体制を確立する（担当者を決める）。
- ☐ 各職員は、予め決められた安否確認の手順に従い、本人及び家族の安否や、参集予定に関する情報を報告する。
- ☐ 職員参集の担当者は、予め決められた安否確認の手順に従い、速やかに職員の安否情報・参集状況を把握・集計し、管理職に報告する。
- ☐ 廃棄物処理の委託先における参集状況（業務継続に必要な要員を確保できそうか）を確認する。
- ☐ 予め決められた災害時の組織体制と役割分担に基づき、災害時組織体制へ移行する（集まった職員で対応を開始する）。
- ☐ 参集見込等を踏まえ、必要な要員の確保が困難と判断される場合には、庁内の他部署や他の自治体等への支援を要請する。

発生から24時間以内

- ☐ 収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断する。
- ☐ 生活ごみの収集日、優先的に回収する品目、収集場所等について住民へ広報する。
- ☐ 避難所でのごみの分別方法、排出場所等について避難者へ広報する。
- ☐ 職員の参集状況から災害廃棄物処理体制を検討する。
- ☐ 災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場設置・搬入に関する広報の準備をする。
- ☐ 廃棄物処理に関する問い合わせ窓口を設置する。

発生から3日以内

- ☐ 災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場の設置場所・搬入方法等について住民に広報する。
- ☐ 被害情報等を基に、県へ支援要否を判断する。
- ☐ 村独自で処理が行えないと判断される場合には、災害支援協定リストを活用し、県や支援締結団体等へ支援を要請する。必要に応じて県への事務委託の検討を開始する。
- ☐ 仮置場を運営管理するために必要な人員を配置する。
- ☐ 業者等に対して一次仮置場の運用・管理業務の協力要請、受援を開始する
- ☐ 仮設トイレを衛生的に使用するために・適正使用のルールについて避難者に広報する。

- ☐ 生活ごみ等の収集日、収集運搬ルート、分別方法等の情報を住民、ボランティアに周知・広報する。

発生から 1 週間以内

- ☐ 災害廃棄物体制を見直す（土木職の確保）。
- ☐ 災害ボランティアセンターへの安全・分別・運搬先等について説明及び調整を行う。
- ☐ リサイクルが困難な処理困難物について、処理ルートを確保する。
- ☐ 問合せ内容等を集約し、庁内で共有、対応を改善する。

発生から 3 週間以内

- ☐ 廃自動車等の撤去を民間団体へ協力要請する。
- ☐ 災害廃棄物の品目ごとに処理先（産廃処理業者）を検討・確保する。
- ☐ 一般職員だけでなく、管理職の交代要員（現場管理や設計に詳しい土木部局や、契約や補助金に詳しい管財部局等）からの支援の確保も検討する。
- ☐ 職員の負荷軽減のため、都道府県とも適宜相談しつつ、民間事業者（産業廃棄物処理事業者、建設事業者等）や関係団体等に業務を委託する。
- ☐ 公費解体に伴って発生する石綿含有建材を適切に取り扱うために、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を推進する。
- ☐ 思い出の品を保管、管理し、閲覧や引渡しの機会を作る。
- ☐ 発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成する。

第3項 計画担当

発生から24時間以内

- ☐ 村全体の被害情報を収集する（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況、等）。
- ☐ 委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報を収集する（管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両、等）。
- ☐ 必要に応じて、現地確認のために被災現場等に職員を派遣する。
- ☐ 収集した情報の一部は、都道府県や関係団体等と共有する。
- ☐ 他市町村等の被害状況を把握する。
- ☐ ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場の被害状況を把握する。
- ☐ 災害廃棄物処理実行計画の処理方針について検討を開始する。
- ☐ 避難所ごみ発生量を把握するために、避難所設置状況、避難者数について情報を収集する。

発生から3日以内

- ☐ 災害廃棄物発生量推計に向けて、建物被害棟数の情報を収集する。
- ☐ 災害廃棄物発生量を推計し、仮置場必要面積を算出する。
- ☐ 県へ災害廃棄物発生状況(推計量等)を連絡する。
- ☐ 避難所からのごみ・し尿の発生量を推計する。

発生から1週間以内

- ☐ 発災直後は、被害状況の全貌を確認できないため、継続して被害状況について情報収集し、災害廃棄物発生量の見直しを行う。

発生から3週間以内

- ☐ 災害廃棄物の処理方針・目標を設定する。
- ☐ 品目ごとに災害廃棄物発生量を推計する。
- ☐ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金に関する情報を収集する。
- ☐ 国の方針を確認したうえで、公費解体に関する方針を検討・決定する。
- ☐ 災害廃棄物発生量から処理スケジュールを作成する。
- ☐ 災害廃棄物処理実行計画を策定し、公表する。

第4項 経理担当

発生から3日以内

- ☐ 仮設トイレのレンタル・設置、し尿の収集運搬、避難所ごみ、生活ごみの収集運搬に係る民間関係団体との契約を進める。
- ☐ 仮置場の設置・運用に係る精算に向けて、土木・建築等の知識を有する職員に支援を要請する。
- ☐ 財務業務に精通した職員の配置等を含めて、対応職員の組織体制をいち早く構築する。
- ☐ 仮置場等で不足する資機材について、関連業者と契約を進める。

発生から1週間以内

- ☐ 一次仮置場の運用・管理業務を委託する。
- ☐ 民間事業者や関係団体等へ業務を委託する。
- ☐ 全体事業費（歳出）と歳入の財源構成を一体で考え、補正予算を要求する。
- ☐ 財務担当や会計担当と密に連携（早期の説明、依頼等）して、財源を確保する。
- ☐ 激甚災害指定、災害対策債の発行、公費解体など、財源措置の拡充、補助金制度の改正が頻繁に実施されるため、漏れの無いように情報収集する。
- ☐ 緊急を要する家屋等の解体に向けて、解体業者との契約を進める。

発生から3週間以内

- ☐ 仮置場の臭気・害虫対策を民間委託する。
- ☐ 被災証明の交付手続き、公費解体の手続を行う。
- ☐ 必要がある場合に限り、二次仮置場の設計・積算を行う。
- ☐ 必要がある場合に限り、二次仮置場業務委託を公募する。
- ☐ 家屋等の解体に向けて、解体業者との契約を進める。

第5項 処理（片付けごみ）担当

発生から 24 時間以内

- ☐ 一次仮置場候補地について関係部局等と調整して、被害状況を踏まえて仮置場を確保する。
- ☐ 開設に向けた準備として、仮置場での配置マップ等について検討する。
- ☐ 仮置場が不足する可能性が高いと判断された場合は、都道府県等に支援要請を行う。

発生から 3 日以内

- ☐ 災害廃棄物の回収方法（仮置場の設置、分別方法等）を検討する。
- ☐ 災害廃棄物の最終的な処理方法等を踏まえて分別方法を検討し、仮置場レイアウトに反映する。
- ☐ 仮置場の管理・運営を行う。
- ☐ 一次仮置場の運用を開始する。
- ☐ 高齢世帯など、仮置場への搬入が困難な住民の戸別回収要望の有無について確認を行う。戸別回収する場合は、回収個所・ルート等について打合せする。
- ☐ 回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保する。
- ☐ 仮置場の管理・運営に必要な資機材を確保する。
- ☐ 仮置場が舗装されておらず、降雨等により場内がぬかるんで車両通行に支障をきたす場合、敷き鉄板や砕石、砂利等を敷設する。
- ☐ 廃棄物の飛散防止策として、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置、保管袋での保管等を実施する。
- ☐ 外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保する（搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等）。
- ☐ 原状回復等のために、仮置場の写真を撮影する（開設前、運営中）。
- ☐ 廃棄物の積み上げ高さは、火災防止の観点から 5m 以上とならないように管理する。
- ☐ 石綿等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置を実施する。
- ☐ 仮置場の動線（入口・分別区分ごとの仮置き・出口）は、道路も含めて一方通行となるよう工夫する。

発生から 1 週間以内

- ☐ 仮置場の使用状況、搬入出の様子、搬入された廃棄物、場内の配置、災害廃棄物量等について写真や日報等で記録する。
- ☐ 仮置場への搬入量、分別状況等の運用状況を把握し、仮置場がいっぱいになる前に次の仮置場を開設する準備をする。
- ☐ 仮置場には多くの搬入車両による搬入待ち渋滞が発生するため、渋滞緩和に向けた対応を講じる。

- ☐ 処理困難物・有害物等の処分可能な業者を検討し、処分に向けて調整を行う。
- ☐ 仮置場の災害廃棄物から発生する臭気・害虫の発生状況を調査し、必要に応じて対策を講じる。

発生から3週間以内

- ☐ 災害廃棄物の処理方針・目標を設定する。
- ☐ 品目ごとに災害廃棄物発生量を推計
- ☐ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金に関する情報を収集する。
- ☐ 国の方針を確認したうえで、公費解体に関する方針を検討・決定する。
- ☐ 災害廃棄物発生量から処理スケジュールを作成する。
- ☐ 災害廃棄物処理実行計画を策定し、公表する。

第6項 処理（生活・避難所ごみ）担当

発生から 24 時間以内

- ☐ 各避難所で発生する避難所ごみの置き場を設定する。
- ☐ 避難所ごみ置き場での分別方法を段ボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って指示する。
- ☐ 避難所の開設状況を確認したうえで、避難所ごみの収集運搬体制を検討する。
- ☐ ごみ収集の直営部隊、ごみ収集業者、支援者と収集箇所・ルート等を調整する。
- ☐ 災害初動時における生活ごみの収集日、優先的に回収する品目（腐敗性の高い物等）、収集場所等について検討する。

発生から 3 日以内

- ☐ 腐敗性の生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確保する。
- ☐ 腐敗性の避難所ごみの収集を開始する。
- ☐ 検討した内容に基づき生活ごみの収集を回収する。

発生から 1 週間以内

- ☐ ごみ収集支援自治体との進捗を共有する。
- ☐ 避難所ごみ、生活ごみ収集を継続する。

発生から 3 週間以内

- ☐ ごみ収集支援自治体との進捗を共有する。
- ☐ 避難所ごみ、生活ごみ収集を継続する。
- ☐ 優先順位の低い非腐敗性ごみの収集を検討する。

第7項 処理（し尿）担当

発生から 24 時間以内

- ☐ 避難所の洋式便座にビニールを掛け、携帯トイレを使用できる状態にする。
- ☐ し尿収集業者へ協力を要請する。
- ☐ し尿収集業者と収集箇所・ルート等について打合せを行う。
- ☐ 仮設トイレ調達に向けて業者と調整を行い、早急に設置する。
- ☐ 避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を検討する。
- ☐ 使用済み携帯トイレが生活ごみと混合しないように保管場所を確保する。
- ☐ 使用済み携帯トイレの回収方法、手段を調整する。
- ☐ 既設水洗トイレの使用禁止等の措置を実施する。
- ☐ トイレの利用状況（並んでいないか、待ち時間はあるのか等）を把握する。
- ☐ 各避難所のトイレの不足数を把握する。
- ☐ 要配慮者専用トイレを確保する。
- ☐ マンホールトイレの設置に向けて、下水道部門と調整する。

発生から 3 日以内

- ☐ 仮設トイレ等のし尿の収集運搬体制を確保する。
- ☐ し尿の収集運搬を実施する。
- ☐ し尿収集支援自治体と打合せする。
- ☐ 仮設トイレの衛生管理、備品の管理、適正使用の指導を徹底する。
- ☐ おむつや生理用品等を確保する。

発生から 1 週間以内

- ☐ 各避難所のトイレの不足数を把握し、追加の仮設トイレの調達を進める。
- ☐ 女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する
- ☐ 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する。

発生から 3 週間以内

- ☐ トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施するよう指導する。